

○15 番（蔵野恵美子君）

立憲民主ネットの蔵野恵美子でございます。通告に従いまして質問させていただきます。今回の質問は、大きな項目で 4 点でございます。1 項目めは、企業主導型保育施設保育料助成と、ダブルケア・トリプルケア世帯の保育園入所ポイント加算等について、2 項目めは、0 1 2 3 施設開所時間延長と対象年齢の拡大試行のその後について、3 項目めは、市立公園の管理運営について、4 項目めは、ヤングケアラーへの認識と支援についてでございます。

まず 1 項目め、（1）企業主導型保育施設、ベビーホテル施設の保育料助成について伺います。

私自身、14 年ほど前より数年間、娘が認可外保育園に通っていたことから、認可保育園と認可外保育園の保育料の格差是正について、初当選後から質問を重ねてきました。現在では、料金格差是正のための制度は年々精度を増し、また、3 歳児以上の幼児教育・保育の無償化など国の制度改正もあり、この 10 年間で大きく状況が改善されてきたと、保育施設のしおりを読みながら、改めて感慨深く感じております。

2 度の制度改正を経て、平成 27 年 4 月より、極力格差が生じない制度への大転換があり、その当時、他自治体では同様の制度に着手しているところはほとんどなく、本市の認可外保育施設保育料助成制度は、都内でも類がないとさえ言われていました。その後、さらなるきめ細かな格差是正がありましたが、ここ数年は、一定程度整ったという認識もあってか、さらなる是正はなく、現状、企業主導型保育、ベビーホテル施設の保育料の助成は、いまだ進んでいません。気がつくとも、他自治体では企業主導型保育施設への助成が進むなど、いつの間にか当制度において本市は後進的なところにいる感すらあります。そこで、以下伺います。

1)企業主導型保育施設は、保育のしおりによると、現在市内に 9 施設存在しており、待機児童解消に貢献していることがうかがえます。しかしながら、企業主導型保育施設保育料に認可保育施設の保育料との差額助成がなされていない理由について伺います。

2)企業主導型保育施設は内閣府の所管であり、開設時の認可以外は市の関与がほとんどないと伺っていますが、市が保育料の助成をすることと併せて保育内容のチェックをすることで、結果として保育の

質が保たれると考えますが、見解を伺います。

3)現在、市内にはベビーホテル施設が1施設ありますが、保育料の助成がなされていない理由について伺います。

4)都内自治体において、企業主導型保育施設、ベビーホテル施設と、それぞれの保育料助成がなされている自治体数について伺います。

(2) ダブルケア・トリプルケア世帯の保育園入所ポイント加算について伺います。

議員2期目には、ダブルケア支援、介護離職ゼロのための制度についても求めてきました。その後、第五期長期計画・調整計画に追記がなされ、さらに第7期介護保険事業計画、第3期健康福祉総合計画に初めて記載がなされたことは、課題解決の土台になることと思っております。具体的支援策としては、介護老人福祉施設入所指針に、介護離職防止やダブルケア等に対応するための新たな評価基準が盛り込まれました。しかしながら、保育園入所ポイントにダブルケア・トリプルケア対象世帯への加算は進んでおりません。

平成28年第3回定例会一般質問において、ダブルケア・トリプルケア世帯への支援推進として、対象世帯の保育園入所ポイント加算について質問し、さいたま市の指数表のように、要介護度による点数の違いや加算をするなど、何らかの形で、ダブルケアかつ共働き世帯への配慮がある指数設定が必要であると提案しました。答弁では、他自治体の事例も参考にしながら、指数の見直しについては検討してみたいと思っています。ただ、その前提で、やはり保育園に入りにくいという状況が続いておりますので、それ以前に、きちんとした待機児解消を目指して保育園を拡充していくというのが必要だと認識しているところでございますということでありました。そこで、当制度検討の進捗状況について、以下伺います。

1)平成28年第3回定例会の一般質問、その後、令和2年4月の待機児童解消から現在までのダブルケア・トリプルケア対象世帯の保育園入所ポイント加算について、どのような検討がなされたのか伺います。

2)都内他自治体において、ダブルケア・トリプルケア対象世帯の保育園入所ポイント加算について、どれくらいの自治体で実施されていると把握しているか伺います。

次に、大きく2項目めとして、0123施設開所時間延長と対象年齢の拡大試行のその後について伺

います。

市内には、多年代児童が利用可能な施設として桜堤児童館がありますが、3 駅圏に同様の施設を望む意見があり、議会や予算要望の場で 0 1 2 3 施設の対象年齢の拡大を求めてきました。また、15 年ほど前より数年間、私自身も当施設の利用者であり、16 時閉館では、子どものお昼寝後に利用するには利用可能時間が少な過ぎることから、閉館時間の延長を求めてきましたが、変わらなかったため、平成 30 年第 3 回定例会において、じっくりと質問をしました。

質問の中で、0 1 2 3 モニタリング利用者アンケートを、平成 21 年度から 30 年度の 10 年間分を調べたところ、閉館時間を延長してほしいという要望が 10 年間毎年出ていたにもかかわらず、一向に変更されていない点を指摘させていただきました。また、0 1 2 3 施設の利用時間は、開設当初より、ゼロから 3 歳までの生活リズムを考慮して設定しているといった答弁の一方で、市内の他の子ども施設の閉館時間は 17 時、18 時であった状況に、市の方針の一貫性のなさも指摘してまいりました。0 1 2 3 は指定管理制度の下、公益財団法人武蔵野市子ども協会が運営を担っていますが、保育園と同様、市との関係は切り離せない事業であり、その運営方針は市の方針と同様であることが求められている旨も述べました。平成 30 年の一般質問の際、近年、働き方や生活の仕方などが多様になっていること、また必要性について子ども協会とともに今後検討を進めていきたいと考えますとの前向きな答弁をようやくいただいたことは、答弁の転換点であり、今でも記憶に残っております。

そしていよいよ今年度、0 1 2 3 吉祥寺、0 1 2 3 はらっぱ両施設において、6 月 1 日から 8 月 31 日の期間、各 0 1 2 3 施設の開館時間を午前 9 時から午後 4 時から、午前 9 時から午後 5 時まで、1 時間延長が試行されました。また、8 月 1 日から 31 日の期間中、月曜日から木曜日の午後 1 時から 5 時の間、4、5 歳児のお子さんも保護者の方と一緒に各 0 1 2 3 施設で過ごせる試行もなされました。さらに 8 月 1 日から 9 月 15 日の期間に、0 1 2 3 の開館時間及び 4、5 歳児の支援に関するアンケートを実施しています。10 年以上の時を経て、ようやく試行にこぎ着けたことをうれしく思っておりますが、今回の試行、アンケートの結果はいかがであったのか、以下伺います。

1)開所時間延長と対象年齢の拡大の試行において、現場や施設利用者からどのような意見が出ているか伺います。

2)アンケート結果は現在公開されていませんが、公開予定は今後、いつどのような形であるのか、現

在の把握ではどのような結果であったか伺います。

3)開館時間延長、対象年齢拡大は長年の悲願であり、早急な実施が望ましいと考えますが、見解を伺います。実施に当たり何か課題があるかについても伺います。

次に、大きく3項目めとしまして、市立公園の管理運営について伺います。

市立公園の管理運営については、市民相談として意外と多く寄せられる分野です。公園を増やすことは、憩いの場を増やすことだけではなく、緑被率の向上、防災拠点にもつながるなど、歓迎される側面は多々ありますが、近隣の住民にとって、場合によっては気になることも出てきます。相談を受けるたびに、公園を維持管理することはなかなか大変なことであると、改めて気づかされます。そこで、現状の管理運営、相談内容と、現在対応が間に合わない部分等を把握し、改善につながる部分を明らかにしたく、以下質問をします。

1)緑と公園 2019 年度版によると、現在、都市公園 113 か所、都市公園以外の公園 64 か所、ちびっこ広場 1 か所、都立公園 4 か所、計 182 か所となっていますが、その後、現在まで変更はあったか伺います。

2)市立公園における遊具・設備点検、樹木・落ち葉管理、清掃、不審者情報その他について、それぞれの管理運営の取決めはどのように定められているか伺います。事務報告書には、公園の維持管理についての簡単な記載はありますが、運営の取決めについてマニュアル等はあるのでしょうか。また、苦情、問合せがあった場合の対応はどのようになっているのか伺います。

3)令和3年度事務報告書には、年間の苦情、問合せ等が 1,619 件との記載があります。1 年を 365 日とすると、1 日約 4.5 件の連絡、土日休みを除く約 245 日で考えると 1 日約 6.5 件の相談が来るということになり、相当な件数と考えますが、どのような苦情、相談内容が多いのでしょうか。上位 5 番目まで内容を伺います。

4)苦情、問合せの多い市立公園と、その内容について、上位 5 番目まで伺います。

5)苦情、問合せのツールと、窓口の担当課について伺います。

6)現在の運用体制で問合せにどの程度対応ができているか、対応し切れないと感じているのはどのような部分か、市立公園の維持管理全体において不足していると感じている部分について伺います。

次に、大きく 4 項目めとしまして、ヤングケアラーへの認識と支援について伺います。

ヤングケアラーには、法令上の定義はありませんが、ヤングケアラーとは一般に、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っていることで負担を抱える、もしくは子どもの権利が侵害されている可能性がある 18 歳未満の子どもとして捉えられています。ヤングケアラーという名称自体はここ数年で浸透したのですが、実態は昭和の時代以前から存在してきたものであり、平成になって、ようやく家庭内の事情という認識から、社会的な課題と認識され始めたものと把握しております。今年 10 月には厚生委員会視察において、大府市役所を訪問し、ヤングケアラー支援の取組について伺いました。大府市では、令和 2 年度に国が実施したヤングケアラーの実態に関するアンケートの結果に着目し、令和 3 年 6 月に関係各課で構成するヤングケアラー支援連絡会議を設置しており、その積極的な取組に感銘を受けてきたところです。そこで、本市の認識、取組状況について、以下伺います。

1)ヤングケアラーに関する本市の認識、課題、取組状況について伺います。また、令和 2 年度に国が実施したヤングケアラーアンケート結果をどのように受け止めているのでしょうか。その結果を受けて、何か取り組んだ、または検討している事案があるか伺います。

2)本市でのヤングケアラーと考えられる事案の把握はこれまでであったでしょうか。どのようなケースが該当していると把握しているか伺います。

3)大府市の取組について、詳しくは委員会視察報告にまとめましたが、ヤングケアラー支援連絡会議設置の背景には、1、令和 2 年度の国が実施したヤングケアラーアンケートに着目していた。2、福祉課題の多様化、子ども・若者相談（ひきこもり相談）の対象年齢層の拡大により、重層的支援体制整備事業の取組を令和 3 年 4 月にスタートした。3、令和 3 年 6 月定例会において、ヤングケアラー支援に関する一般質問が複数の議員からなされた。以上のような要因により、課題への認識を持ちつつ、令和 3 年に入り一気に機運が高まり、設置がとんとん拍子に進んだというお話でありました。

連絡会議開催の要件として、学校現場等からヤングケアラーに関わる案件が出た場合となっており、まだ開催実績はないとのこと。つまり、具体的な事案が発生して動くのではなく、課題が顕在化する前の段階で体制を構築しているのです。この点は、長期計画を土台とした計画行政が主体である本市ではなかなかないことであり、大変感銘を受けた部分です。そこには、手後れにはしない、存在を確認したら最大限の支援をしたいとの思いがあるとお話でありました。このように、課題が顕在化する前

の段階で、福祉総合相談室、地域福祉課、高齢障がい支援課、幼児教育保育課、子ども未来課、健康増進課、文化交流課、学校教育課と、複数の課で構成されるヤングケアラー支援連絡会議体制を構築している大府市の取組についての見解を伺います。

4、最後に、本市のヤングケアラー支援の今後の展望について伺います。

以上で壇上からの質問といたします。よろしく御答弁をお願いいたします。

○市 長（松下玲子君）

蔵野恵美子議員の一般質問に順にお答えをいたします。

まず、1項目めの質問の1)についてです。企業主導型保育事業については、企業が主に従業員の子どもの保育を行うことを目的とした施設であるとともに、制度上、市に認可等の権限がなく、指導監督を行えないことなどを踏まえ、これまで助成の対象としてきませんでした。一方で、令和4年度に開催されました保育料審議会では、企業主導型保育事業の多くに地域枠が設けられ、本市の待機児童対策において重要な役割を果たしていることから、認証保育所と同様の助成を行うことが適当との意見が出されました。これを受けて現在、令和5年度より企業主導型保育事業の利用者にも助成を行うことについて検討を行っているところでございます。

2)についてです。助成の対象が保護者であることを踏まえ、この助成の実施をもって直ちに施設の保育内容に関与することは困難と考えますが、東京都の巡回指導等に立ち会い、保育内容の確認をまずはしていきたいと考えています。

3)についてです。認証保育所につきましては、開設に市が大きく関与しているとともに、市の待機児童対策に大きく寄与していることから保育料の助成を行ってきたところでございますが、ベビーホテルは、設立の経緯や事業の形態、性質が異なることから、これまで助成の対象としてはいません。

4)についてです。令和4年度時点で、認証保育所の保育料の助成については、多摩26市中24市が行っており、そのうち13市が企業主導型保育事業の保育料について、11市がベビーホテルを含む認可外保育施設の保育料について助成を行っております。

続きまして、大きな1項目めの2つ目の御質問の1)についてです。ダブルケア・トリプルケア対象世帯の保育園入所ポイント加算についての検討についてですが、利用調整基準については、保護者等から寄せられる意見を踏まえ、毎年度、検討と見直しを行っています。ダブルケア・トリプルケアの観点からの具体的な意見は、保護者から寄せられてはいませんが、そうした世帯への利用調整基準上の対応については担当者で検討を行っています。現在、短時間の就労と介護の時間を合算した指数の取扱いを行っています。ダブルケア・トリプルケアの世帯に配慮した優先項目指数の設定が可能かどうか検討したいと考えます。

2)についてです。都内の自治体における網羅的な調査というのは行われてはいませんが、近隣の自治体への聞き取りにおいては、1つの自治体で指数の加点を行っており、他の1つの自治体では就労と介護の時間の合算を行っているとの回答がございました。

続きまして、0 1 2 3の開所時間の延長と対象年齢の拡大についての1)についてです。試行結果の検討として、子ども協会が主催した武蔵野市立0 1 2 3施設事業推進会議において、結果の振り返りを行いました。現場の職員からは、それぞれの試行について、前向きな意見や課題がそれぞれ出ていました。施設利用者からの意見に関しては、後ほど申し上げるアンケート結果から、開館時間延長の希望をする方は5割程度、4、5歳児の利用に関しては条件付で利用可能と考える方が8割強との回答がございました。

2)についてです。アンケート結果についてですが、令和4年8月1日から9月15日の期間で、ウェブアンケートフォーム及び0 1 2 3施設での用紙回収の形式でアンケート調査を実施し、252件の回答を得ています。アンケート結果に関しましては、現在、子ども協会にてクロス集計のまとめ等、ホームページで公開できるような作業を行っているところでございます。

3)についてです。時間延長に関しては、勤務時間が延長になるため、各種打合せ時間の確保や職員体制等が課題と考えています。また、4、5歳児支援に関しましては、建物のしつらえとして4、5歳児を想定した設計になっていないことや、試行による利用者が想定よりは少なく、利用ニーズをまだ正確に把握できていないと思われることが課題と考えています。今後、通年で時間延長、4、5歳児の受入れを行うということには条例改正が必要にもなりますので、今回の試行では、コロナ禍であることや、利用人数が想定よりもそう多くはなかったというこ

ともあり、今後の支援の在り方についてはまたさらに検討する必要があると現状は考えております。

3項目めの質問です。1)についてです。都市公園以外の公園で、隣接の2か所を1つの公園に統合したことにより64か所が63か所となっている以外は、緑と公園2019年度版から変更はございません。令和4年4月1日現在のデータといたしましては、都市公園が113か所、都市公園以外の公園が63か所、これが本町地内避難誘導広場を廃止して、中央高架下公園と統合したことによるものです。ちびっこ広場が1か所、都立公園が4か所です。

2)についてです。公園の維持管理につきましては、武蔵野市公園緑地等維持管理ガイドラインに沿って作業しております。苦情や問合せの対応につきましては、利用指導カルテに沿って対応しています。また、平成25年度より公園緑地総合マネジメントシステムを導入しており、苦情、御要望等のお問合せ内容を日々記録しています。このように、過去の対応記録の蓄積により、対象公園の性質に合った適切な対応を取っております。

続きまして、3)、4)、5)、関連する部分もありますので、まとめてお答えをいたします。苦情の上位5位とのお問合せですが、データの区分け上、性質ごとに分けている上位3位をお答えいたします。1位が樹木管理に関する問合せで、672件、40%です。これは剪定や草刈りの依頼、落ち葉に関する依頼が多いです。2位が施設補修に関する問合せ、325件で20%、遊具やベンチ、手洗い場などの施設の補修依頼が多いです。3位が公園利用に関する問合せ、203件、15%です。公園の使い方に対する意見で、ボール遊びや音、声に関するものが多くございます。4位以降はその他となっており、ごみ投棄やカラス、スズメバチに関すること、コロナ禍の公園の使用についてなどがございました。

問合せの多い公園といたしましては、本村公園、グリーンパーク緑地、本田東公園、西久保公園、関前公園の順で多くございます。本村公園とグリーンパーク緑地につきましては、延長の長い遊歩道上の敷地を有しており、樹木が多いことから、主に樹木に関する問合せが多く、本田東公園はボール遊びができるスペースがありますので、西久保公園と関前公園については比較的敷地が広く、利用者も多い傾向にあるため、問合せが多くなっているのではないかと考えております。

問合せのツールとしては、お電話で御連絡をいただく方が一番多く、ホームページからメールでのお問合せや、窓口に来られる方、LINEの通報システムを活用される方もいらっしゃいます。お問合せいただいた内容によっては、適宜関係課担当者と情報共有して対応を行っています。

6)についてです。近年、新型コロナウイルス感染予防対策として、リモートワークの推奨等、生活スタイルの変化によって、日中、在宅ワークや外出自粛によって自宅で過ごす時間が増えたことにより、以前と比べて問合せの性質も変化し、公園利用者の声や音についてのお問合せが増えてきていると感じています。

次に、4項目めの御質問の1)についてです。ヤングケアラーに関する市の認識、課題、取組状況につきましては、一昨日、他の議員にもお答えをいたしました。ヤングケアラーは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもの状況であると認識をしています。子どもが自分がヤングケアラーであると認識しないまま、年齢に合わない過度な責任や役割を負わされている状況である可能性もあり、子どもや家庭へヤングケアラーとはどのような状況かについて周知に努めるとともに、子どもの置かれた状況に応じ、一人一人に合わせた支援に努めることが必要と考えます。

令和2年度の国のアンケートにつきましては、初めて国が実施したヤングケアラーの実態に関する大規模な調査であります。新しいようで、実はこれまでも存在していた、いわゆるヤングケアラーというのを表面化させた——今までもいなかったわけではなくて、見えにくかったものを見えるようにした調査であったのではないかと認識をしています。

国のアンケート結果を受けての取組ではございませんが、市では、昨年度はヤングケアラーに関する職員研修を実施しました。また、今年度は、ヤングケアラーである子どもに関わる可能性がある支援者に対し、ヤングケアラーを知り、支援につなげるための研修等を実施することを予定しております。

2)についてです。子ども家庭支援センターやスクールソーシャルワーカーが関わった案件で、該当すると思われる案件が数件程度あったと考えています。件数が少ないため、個別具体的な

説明を行うことはできかねますが、不登校やネグレクトのような虐待の事案と複雑に絡み合っている事例もあり、複数の関連部署が関わっている事例もございます。

3)についてです。子どもや子育て家庭を取り巻く環境は多様化、複雑化しており、ヤングケアラーに限らず、課や部をまたぐ支援の連携体制が必要と考えます。大府市の取組とは若干異なりますが、本市においても、子どもが様々な環境要因に左右されることなく、地域の中で健やかに成長するための環境づくりを行うために、部や課をまたぐ部課長で構成する子ども支援連携会議を設置しています。今年度はヤングケアラーに対する支援について、関連部署で検討を行っております。

4)についてです。現在パブリックコメント実施中の武蔵野市子どもの権利条例（仮称）の素案に、いわゆるヤングケアラーを含め、子どもの置かれた様々な状況に応じて、一人一人に合わせた支援を行うよう努めることなどを記載しています。一言にヤングケアラーといっても、子どもの置かれた状況は様々です。ヤングケアラーに限らず、困難を抱えた子どもに対して、その状況に応じて、一人一人に合わせた支援を行うよう努めてまいりたいと考えています。

以上です。

○15 番（蔵野恵美子君）

それでは、再質問させていただきます。保育料の差額助成の件です。企業主導型のほうは前向きに検討いただいているということで、こちらもぜひお願いしたいと思っています。これまで待機児童ゼロに向けて取り組んできて、細かい制度設計のほうはその後というお考えだったと思うのです。もう待機児童は解消されましたので、それを維持していくのも大変なのでしょうけれど、維持していきながら、やはり今後はそういった制度設計の部分の細かい部分にも目を向けていただきたいと思っています。

それで、ダブルケア・トリプルケアの加算についてなのですが、近隣自治体の聞き込みをいただいて、2件ほど取組をしているところがあったということなのですが、これはどれくらいの数の近隣自治体を調査していただいたのかということをお伺いしたいと思います。

それと、ベビーホテルの件なのですけれども、設立の設置の背景だとかその形態が、認可保育園とか認可外保育園とはちょっと異なるということで助成の対象ではないということなのですけれども、でもこれ、看護師さんとか、勤務時間がいろいろな方がいらっしゃると思うのです。そういう方にとっては本当に、対象は少ないけれども、必要な施設であると思っているのです。実際に支援をしているという自治体も結構ありましたよね、数としては。11市がやっているということですから、これはぜひ、その行っている自治体の助成の在り方というのは調査していただいて、本市でもぜひ当てはめていただきたいと思います。例えば、認証保育園とか、認可外保育園に今助成している時間、一定程度の時間の分だけでも助成するとか、そういったこともできると思うのです。ですので、それは実施している自治体の形態を確認していただいて、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○市長（松下玲子君）

まず、ダブルケア・トリプルケアに関しての近隣自治体の調査につきましては、多摩26市、調査は行っています。その上で、行っていないところが多くありまして、実際に加点を行っているところの自治体についてはどういった形で行っているのかなど、就労や看護、介護の基準指数の加点を行っていたり、また合算をしたり、様々自治体によって、26市中6つの自治体は何らかの、ダブルケアのほうです。トリプルケアは行っていないですが、ダブルケアについては加点を行っています——7つですね。なので、近隣については調査をしています。

ベビーホテルについてですけれども、様々なお仕事の形態等があることは承知をしておりますが、なかなか難しいのが、設立の経緯や事業の形態や性質が、ちょっと認証保育所とも異なるということもあったり、また、ベビーホテルを仮に対象と考えるのであれば、ベビーホテル以外に、早期教育を目的としたような、ベビーホテルに類するような認可外施設というのも市内にはございますので、そうしたところも対象にするのかなど、課題が出てまいります。現時点では慎重に判断する必要があると考えています。

○15番（蔵野恵美子君）

いずれにしても、このポイント加算ですとか保育料の助成、これはやはり幅広く、前向きに調査していただいて、進めていただきたいと思います。たしか私、企業主導型も前に質問した際に、今のベビーホテルと同じように、到底無理だというような答弁だったのですよ。でも今では事情が変わって、前向きになっているわけですから、そこは時代背景とかもあるのでしょうけれど、捉え方だと思うのです、このベビーホテルというのをどう捉えるかという。私は非常にこれは、何といいますか、そういった対象は少ないけれども必要不可欠な施設だと思っていますし、対象の仕方も、11自治体やっているということですから、それなりにやり方はあると思うので、そこは思い込みは捨ててというか、前向きな気持ちで調査していただいて、それでもちょっと引っかかるというのがあれば、それはそれで課題として把握していただければと思いますが、前向きにお願いしたいと思います。御意見いただきたいと思います。

それと、0123施設なのですけど、アンケートの大まかな概要を伺いました。これは条例の改正が必要だということで、やはり少し時間がかかるのかなということも分かりましたけれども、アンケート結果からも賛成の声、随分多いですね。もうこれは15年ぐらい前から私も感じていましたことで、何でこんなに進まないのだろうと、本当に思っているのです。先ほどの保育園の件もそうですけど、こういった子ども施策のやはり悲しいところは、声を上げた人がその恩恵にあずかれないのです。もたもたされていると、子どもがあっという間に大きくなってしまって、もう対象ではなくなって関心が薄れてしまって、また同じことの堂々巡りだなというのを私自身もこの15年で感じてきましたので、そこは、議会の承認等もあると思いますが、早急にやはり進めていただかないと、また元の木阿弥というか、そういうふうになってしまうので、ぜひお願いしたいと思います。これについても御意見をお願いしたいです。

それと、私、対象年齢の拡大というのは、ハード的な部分では課題解決が必要だと思うのですけれど、ソフト面では、これは非常に、利用者だけでなく施設側にとっても、スキルの幅が広がるというか、そういったプラスの面もあると思っています。というのは、ゼロ歳から3歳児の乳幼児、子どもと、4歳から6歳の子どもでは遊ばせ方が全く異なるわけです。ですので、施設のプログラムとか設備の仕様の幅も広げる必要があると。せっかく対象年齢の幅を広げても、そのソフト部分が対応できないと、肝腎の子どもが楽しめないということが起こりま

す。私自身も感じたのは、やはり子どもが大きくなってくると、0123よりも児童館のほうが楽しそうなのです。それはやはり遊ばせ方、プログラムが多様なのです。ですので、そういった面からも、やはり保育とか子どもに関連する仕事に就いている方にとってはスキルアップにもなるし、そういった面でも私は、経験の向上というか、そういうことにもつながると思っていますので、最初からいろいろなことは大変だと思います。まずはやはり安全な運営というところから入って行って、徐々にそういったソフト面の充実もお願いしたいと思っていますので、その点について御意見いただければと思います。

それから、公園の管理の件なのですけれども、やはり1年間で1,619件の相談件数というのは多いと思うのです。その主な内容が落ち葉とか、そういった部分だということで、やはり現状の運営体制では十分でないのかなと、ちょっと足りないのではないのかなと感じているのですけれども、そこら辺の温度感というか、感じはどうでしょう。私は、やはり1日6.5件とか、それは全部対応できないです。毎日6.5件ということですから、多分対応し切れていないと思いますけれども、今の体制で十分だと思っていらっしゃるのか、なかなか難しいなと思っていらっしゃるのか、そこら辺の御意見はぜひお尋ねしたいと思います。

この相談件数、私、過去5年間調べてみたのですけど、年々増加しているのです。直近5年間の事務報告書の苦情相談件数調べましたら、平成29年度1,002件、平成30年度1,093件、令和元年度1,181件、令和2年度1,550件、令和3年度1,619件という結果で、増加しているのです。これはどういうふうに分けられているのかというのを伺いたと思います。私は、これ、緑被率も関係しているのかなと。増加を目標としていますから、やはり緑被率が増えれば、この緑被率というのは公園だけでなく、道路の木とかも入りますけれども、そういった緑被率が増えれば、必然的に落ち葉も増えるし、樹木の管理も増えるから、そういった要素があるのかというのが1点と、あともう一つの要因として、市立公園の面積、これも年々拡大しています。やはり面積も拡大すると、それはそれで、いろいろな部分で相談件数、苦情件数も増えていくのではないかなと私は思っていますけれども、そこら辺どう考えて分析されているのか。私は、そうやって対象が増えているのだから、やはり予算は増額すべき、管理運営に関して予

算はもうちょっと増額するべきではないかなとも思っているのですけれど、そこら辺について
のお考えを伺いたと思います。

○市 長（松下玲子君）

3点について御質問いただきました。まずベビーホテル、今後助成対象にすべきではないかとのこと、企業主導型も前は駄目だったけど、来年からできそうなのは、やはり時代の変化もあるのかということですが、やはり大きいのは、今年度開催した保育料審議会で企業主導型保育事業について、これは認証保育所と同様の助成を行うことが適当という意見が出されました。客観的な審議会の審議によってそうした意見が出されたので、それを受けて、今、市として、来年度から助成を行うということの検討を行っていますので、やはり現状を見ることなり、利用者の声を聴くことも大切ですが、こうした第三者的なというか、審議会ですっかりと御審議をいただいて、その意見を基に変更するというのが大事かなというふうに思いますので、お伝えをしておきます。

2番目の0 1 2 3につきましては、これは蔵野議員も御承知のとおり、本来は昨年度試行で、対象年齢の拡大と時間の延長を行う予定をしていましたが、コロナ禍で延期をしたという経緯がございます。そして、昨年できませんでしたので、今年、試行で行いました。ただ実際には、私もあのとき足を運んだのですが、夏の時期、少し感染者の数が増えていて、御不安、今のような形ではなくて、まだ全数把握しているときもありましたので、利用者の方の中には控えていらっしゃるのではないかなという思いがしました。いらしていた方が多くなかったです。

なので、試行として取り組む中では、もうちょっと利用者が増えてきたときにはどうなのかということや、また、その辺りの課題というか、しっかり見ていかなければいけないなというのがありますが、過去の経緯を見ても、0 1 2 3施設ができる前の様々な議論の中では、将来的に年齢を拡大していこうというふうに議論がなされていますので、決してこれはゼロ、1、2、3歳だけではなくて、4、5歳も含めた未就学のお子様と保護者の方の居場所となり得ますし、また法律が変わる中で、今は、0 1 2 3施設というのは非常に相談機能も大きく果

たしていますので、今後も、また今回の結果を基に検討していきますが、コロナ禍にあっては試行という形も取り入れながら、また検証していきたいなというふうに思っています。

そして3番目につきましては、実際には緑被率は減少しています。市の管理地は増えているのですが、市内の緑被率でいうと、民有地が減少しているので、市全体としては減少しています。あと人口が増えているのもあるかなというふうに私は思っています。実際に市内の造園事業者に公園の樹木の管理等は委託をして、市内全域の清掃や維持や、また緑パトロール等行っていただいております。そうした中で、最初にお答えしたときにもお伝えしたのですが、コロナ禍で在宅が増えているというのも、これはやはり大きな要因。苦情というか、お電話が増えている大きな要因かなと思います。今までと同じように子どもたちが公園を利用している、今までは職場にいた方が日中御自宅にいますと、その公園の隣の御自宅の方は、うるさいというふうにもなるのですよね。そうしたことも影響しているかなと思います。あとは、実際には草刈り等、年間の契約している日数とかもありますので、その辺り改善するところがあるか、改善できないか、よりよい管理を行っていく上でどうしたらいいかというのはしっかりと考えて、検討していきたいと思います。

以上です。

○15 番（蔵野恵美子君）

分かりました。0 1 2 3の件です。確かにコロナ禍で十分な人数というか、試行の間に利用者がちょっと少なかったということで、そうだなと、それであれば、やはりある程度利用者がいるときにもう1回調査をして、そうしないと、また対象が少ないではないかと反対の方がおっしゃるかもしれないし、そういったことになってはつまらないので、では、そこはある程度人数がそろったところで、もう一度調査をしていただくのがいいのかなと、今思いました。ただ、これも先ほど申しましたけれども、速やかにお願ひできればと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、公園のほうです。人口が増えたとか、在宅が増えたということもあるのかなというふうに思います。ただやはり、今の時期でいうと落ち葉の相談、私のところにすら来ますから、

ほかの議員さんはもっと来ているのではないかなと思ったりするのですが、そういう部分的なところに、例えばもうちょっと手厚くするとか、時期的なところに手厚くするとか、そういった工夫はやはり必要なのではないかなと思います。やはり私のほうに相談が来るということは、それなりに、対応がし切れていない部分があるのだと思うのです。ですからそこら辺、やはり件数が増えている、様々な要因があるにせよ件数が増えているのは事実なので、そこはやはり体制をもう1回ちょっと見直して、厚くするところはするべきだと思っています。

これは、例えば、やり方によっては市民雇用につながるのではないかなとも思うのです。ボランティアさんに頼むということもほかの自治体ではあるようなのですが、やはりボランティアさんに頼むということは、持続可能な部分ということで保証ができないというか、見通せないという難しい部分はあると聞いているので、そういった部分は今、本市でもあると思うのだけれど、そこだけに頼るのではなくて、やはり一定程度、雇用という形で、確実な体制強化が図れるのではないかなと思っていますけれども、そういった部分でどのようにお考えかということ伺いたと思います。

それと、ヤングケアラーの件なのですけれども、本市は本市で、ヤングケアラーだけの会議体ではないけれども、そういった会議体を設けて、いろいろ連携してやっているということで、対象の児童、数件いらっしゃるということなのだけれど、令和2年度の文部科学省の調査では、中高生対象ですけれども、世話をしている家族がいると回答したのは、中学2年生 5.7%、全日制高校2年生 4.1%という調査結果が出ているのです。この数字からも、やはり本市でも一定数ヤングケアラーは存在すると思うのです。大体5%ということなのだけれど、この5%という数字をどう考えているかということ伺いたと思います。

要するに、100人に5人、20人に1人なのですよ、5%という数字は。もちろん、この全てがヤングケアラーに当てはまるというわけではないと思いますけれど、それなりに実は隠れているのではないかなというふうに言われていて、それが大府市なんかでも注目しているポイントなのです。欠席とか遅刻が多くなったり、成績が著しく低下する等の兆候が出ると把握につながるのですが、中にはそういった兆候を見せない、隠しているという児童もいて、なかなかこれは見えづらいというのが社会問題化しているところなので、この調査結果の5%というのは、

もうちょっと慎重に受け止めていただきたいと思いますけれども、そこら辺についてのお考えを伺いたいと思います。

○市 長（松下玲子君）

まず、公園の維持管理につきましては、管理の在り方等、実際には公園によっては緑ボランティアさん、緑ボランティア制度というのがありまして、公園の管理もお手伝いいただきながら、様々公園を活用した事業を行っていただいているという例もございます。また、民間の造園事業者と契約をして、維持管理を行っていただいています。どうしても時期が集中する、例えば夏場の草が茂る時期とか、秋の葉が落ちる時期というのが、1年で平準化されると、事業者さんもうまく順に行ったりできるかもしれませんが、同じ時期に集中するというのがなかなか管理の難しいところもあるのかなという気はしていますが、こういった形で今後よりよい管理ができるかというのは、また考えてみたいと思います。

ヤングケアラーの国の調査における割合をどう感じるかということですが、様々この間、国が先行して、空き家などもそうでしたが、調査を行って、サンプル調査になりますので、そのサンプル調査の数字が実際当てはめてどうだったかという、空き家に関して言うと、大幅に数が違いました。武蔵野市は悉皆調査を行いましたので、国の言う武蔵野市の空き家のサンプル調査から用いた数と、実際全数調査をした形ではかなり違いがありましたので、一概に国の、これは全数ではない、国もサンプル調査として行っている中で、どうサンプルを取ったかということでも、丸々武蔵野市の子どもに当てはめて、このぐらいの人数がヤングケアラーだろうというのは、ちょっとなかなか決めかねるかなというふうに思っておりますので、実際に研修等も進めていますが、子どもに関わる支援者や大人たちが、ヤングケアラーと思われるような子どもに接したりしたときなどに、相談を受けたり支援ができるような、そういう体制というのを整えていきたいなというふうに思っています。

○15 番（蔵野恵美子君）

ヤングケアラーに関しては、研修とか、そういったことはもちろんお願いしたいと思うのですが、やはり本市は本市で実態調査というか、そういったこともしたほうがいいのではないかなというふうには思います。大府市の場合はヤングケアラー支援モデル事業というのを県の委託金で行う予定で、調査だとか様々な啓発をやっていくということなのですから、そういったモデル事業に手を挙げられるのも、前もって会議体を積極的につくったりとか、そういった部分があることなので、大府市だって全く事例がない中で進めているわけですから、うちは事例が見当たっているけどなかなかというところがあると思うので、これは事例が出てからというよりも、もうこの国の一定程度の調査で、あるでしょうということにはなっているし、本市でもそういった児童もぽつぽついらっしゃるということだから、これはもうちょっと、私は前向きに、積極的に行っていただきたいというふうに思っています。内部の研修止まりではなくて、やはりもうちょっと外に拡大した、啓発なり調査なりを広げていただく方向でお願いしたいと思っていますが、この点について、もう一度御答弁をいただきたいと思います。子どもの権利条例等に設置していただくのは結構なのですが、やはりそれだけではなくて、条例に入れることは賛成だけでも、そういった実動は実動で動いていただきたいと思っていますけれども、いかがでしょうか。

○市 長（松下玲子君）

ヤングケアラーに関しては、今、子どもの権利に関する条例検討委員会報告書にもお示しをしていますが、ヤングケアラーだけの調査ではないですけれども、様々な子どもの権利に関する市立学校アンケートというのを、直接子どもたちに回答していただいています。調査者数 4,928 件中、回答者数 3,743 件、76.0%の回答率で、多くの子どもたちから直接回答をいただいておりますが、そうした中で、ヤングケアラーとはこういうものだよと書いて、家族の中にあなたがお世話をしている人はいますかというような形での調査というも行っていますが、まだ実際には、ヤングケアラーとはどういうものかとか、どこまでが過度な、子どもがおうちでするお手伝いの範囲を超えて、子どもとしての活動を阻むようなことにつながっているかということにまでは、なかなか理解が至っていないのかなと思いますので、実際に出てきている数字

から、本当に国が定義をしているようなヤングケアラーであるかどうかというのは、まだなかなか難しい、実態について把握する上では、またさらに調査が必要かなという認識は持っています。今年度、学校における子どもの困り感に気づくためのシートというのを、ヤングケアラーに気づく要素を加えた改定をして教員に配っておりますので、子どもと接する大人や、支援に当たる人たちが理解をしながら、日常の生活の中で支援が必要な子どもたちに気づいていくということが重要であるという認識を持っています。

以上です。

くらのえみこ Official Site

<https://www.emikokweb.com/>